

平成27年4月23日

新入園児保護者各位

国風第一幼稚園園長
国風第一幼稚園母の会会長

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度への加入のご案内

平素は、本園の教育運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙1「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」をご一読頂きまして、ご同意の上、下欄の「同意書」を4月30日木曜日までにご提出いただきますようご案内申し上げます。

本園は、毎年この災害共済制度には加入しております。別紙1のとおり、公的給付制度であり、低い掛け金で、厚い給付が受けられる。学校（幼稚園）の管理下における給付の対象が広い。全国の学校で加入率が高い。（幼稚園は低いようですが。）等々の、特色を持っています。

については、この制度に加入するには、新入園時に保護者の同意を得た上で、共済掛け金を集め、幼稚園が一括加入の手続きをとることになっております。

そこで、加入についての同意書のご提出をお願いいたします。

また、共済掛け金の保護者負担分（年額162円）は、母の会会費より頂きますので、別途集金することはありません。幼稚園負担分は年額133円で、合わせて一人当たり295円を幼稚園から支払います。

国風第一幼稚園としては、全員で加入したいと思いますので、同意書のご提出を、是非、お願い申し上げます。

なお、入園時に任意でご加入いただいています、東京海上日動の団体傷害保険（1口月額200円、幼稚園の内外を問わず保障される）とは異なります。

詳細は日本スポーツ振興センターのHP (<http://www.jpnsport.go.jp/>)の「保護者の方へ」をご覧ください。

国風第一幼稚園 園長 磯野洋子

御入園おめでとうございます。

国風第一幼稚園では在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、4月30日木曜日までに幼稚園に提出してください。共済掛金（保護者等負担額 162 円）は母の会会費より頂きますので、別途集金することはありません。（全員の加入をお願いします。）

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成27年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3,770万円～82万円（通学中の災害は半額）	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害は1,400万円）	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害は半額）
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円（通学中の災害も同額）

（※ 見舞金は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（保育所における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学（園）中
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ 略
- ⑥ 略

*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 162 円（国風第一幼稚園負担額 133 円）※負担金額は年額です。

きりとり

同意書

国風第一幼稚園 殿

提出期限：4月30日木曜日 2015

組 園児氏名

国風第一幼稚園が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

平成27年 月 日

保護者又は後見人氏名

印